(質問の

内閣衆質三四第一三号

昭和三十五年六月二十一日

内閣総理大臣 岸 信

介

衆 議 院 議 長 淸 瀨 鄎 殿

衆議院議員山中吾郎君提出臨海都市建設に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 Ш 中 吾 郞 君 提 出 臨 海 都 市 建 設 12 関 す る 質 間 に 対 す る 答 弁 書

質問一及び二について

都 市 計 画  $\mathcal{O}$ 決 定 に あ た 0 て は、 本 来 防 災  $\mathcal{O}$ 目 的 を ŧ 含  $\otimes$ た都 市  $\mathcal{O}$ 重 要 施 設  $\mathcal{O}$ 計 画 を 樹 <u>\frac{1}{12}</u> す べ

き ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り、 臨 海 市 町 村  $\mathcal{O}$ 都 市 計 画  $\mathcal{O}$ 策 定に あ た <u>\_</u>つ て 防 災  $\mathcal{O}$ 見 地 をと り 入 れ ることは 現行

都 市 計 画 法 に お 1 7 対 処 し う Ś ŧ  $\mathcal{O}$ と考える。

な

お

玉

 $\mathcal{O}$ 

財

政

援

助

に

0

1

7

は

般

的

に

は

公

共

土

木

施

設

に

· 関

す

る管

理法

にこ

ょ

つ

て

'措置

し、

ま

た、 必 要 が あ る と き は 特 別 <u>\forall \tag{ } \langle \tag{ }</u> 法 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 検 討 1 た た 1

質問の三について

工 業 地 域 商 業 地 域 等  $\mathcal{O}$ 用 途 地 域  $\mathcal{O}$ 指 定 に あ た 0 7 は 現 在 に お 1 7 ŧ 常 に 災 害 防 止 を ŧ 考

慮 に 入 れ 7 指 定 7 1 る が 今 後 ŧ 質 間  $\mathcal{O}$ 趣 旨 に そ 0 7 適 切 な 用 途 地 域 を 定 8 るよ う に 7) た

た ま た、 建 築 基 準 法 による災 害 危 険 区 域  $\mathcal{O}$ 指 定 に 0 1 7 も検 討 1 た L た 

## 質問の四について

従 来 か 5 ŧ 臨 海 地 域 に 0 V) て は、 できる か ぎり 堅 牢 な 耐 火構 造  $\mathcal{O}$ 住 宅 を建 設することに努め

7 1 る が、 今後とも質 問問  $\mathcal{O}$ 趣 当 にそうように 努力 7 た L た 1

な お、 住 宅 金 融 公庫 0) 中高 層 融 資  $\mathcal{O}$ 利用 12 0 ١, ても考慮 ζ) たしたい。

## 質問の五について

防 災 施 設  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 す る 玉 及 Ű 地 方公共 寸 体 0) 責任 に 0 **,** \ て は、 公共土木 施 設 に 関 す うる管理

法 に ょ 0 て 明 確 に さ れ て 1 る が、 これ 5  $\mathcal{O}$ 土 木 施 設 に 関 す る 計 画  $\mathcal{O}$ 樹 <u>\\\</u> 及 Ţ そ  $\mathcal{O}$ 実 施 に あ た

0

7 は 都 市 計 画  $\mathcal{O}$ 見 地 か 5 全 体  $\mathcal{O}$ 調 整 を 义 0 て 推 進 す るよう努め た 1

右答弁する。